

## 函館市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者指導要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、介護保険事業の運営が健全かつ円滑に行われるよう、介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針（平成27年厚生労働省告示第196号）第2の5の規定に基づき、指定事業者に対して行う第1号事業の内容および第1号事業支給費の請求に関する指導について、基本的事項を定めることにより、第1号事業の利用者（以下「利用者」という。）の自立支援および尊厳の保持を念頭において、指定事業者の支援を基本とし第1号事業の質の確保および保険給付の適正化を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 指定事業者 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45の3第1項に規定する指定事業者をいう。
- (2) 第1号事業 法第115条の45第1項第1号に規定する第1号事業をいう。
- (3) 第1号事業支給費 法第115条の45の3第2項に規定する第1号事業支給費をいう。

### (指導)

第3条 指導の対象は、指定事業者とする。

2 指導形態は、集団指導および実地指導とする。

#### (1) 集団指導

指導の対象となる指定事業者に対し、第1号事業の取扱い、第1号事業支給費請求の内容、制度改正内容および高齢者虐待事案をはじめとした過去の指導事例等に基づく内容について、年1回以上、一定の場所に集めて講習等の方法により行う。なお、オンライン等（オンライン会議システム、ホームページ等をいう。以下同じ。）の活用による動画の配信等による実施も可能とする。

## (2) 実地指導

次のア～ウの内容について、原則として、指導の対象となる指定事業者の事業所（以下「事業所」という。）において実地で行う。また、本市が単独で行うものを「一般指導」とし、厚生労働省または北海道と合同で行うものを「合同指導」とする。

### ア 第1号事業の実施状況指導

個別サービスの質（施設・設備や利用者に対するサービスの提供状況を含む。）に関する指導

### イ 最低基準等運営体制指導

基準等に規定する運営体制に関する指導（ウに関するものを除く。）

### ウ 第1号事業支給費請求指導

加算等の第1号事業支給費請求の適正実施に関する指導

3 実地指導は、指導の対象となる指定事業者について、原則として3年に1回以上の頻度で行うこととする。また、新規に指定を受けた場合は、原則として、指定日から起算して6月を経過した日から6月以内に行うこととする。

4 実地指導の実施に当たっては、基準等への適合性に関し、指定事業者による自己点検を励行するものとし、第2項（2）アおよびイについては、第1号事業の質の確保、利用者保護等の観点から重要と考えられる標準的な確認すべき項目（以下「標準項目」という。）および標準的な確認すべき文書（以下「確認文書」という。）に基づき実施する。なお、サービス種別ごとの確認項目および確認文書は、厚生労働省が作成した「介護保険施設等運営指導マニュアル」によるものとする。

5 指導は、全ての指定事業者を対象とし、効率的な指導を行う観点から、その選定については、一定の方針に基づき行う。

#### (1) 集団指導の対象

全ての指定事業者を対象に実施する。

#### (2) 実地指導の対象

## ア 一般指導

(ア) 実地指導の対象となった指定訪問介護事業者、指定通所介護事業者および指定地域密着型通所介護事業者の運営する指定事業者を選定する。

(イ) 内部告発ならびに利用者およびその家族などからの情報提供を受けて、一般指導が必要と認められる指定事業者を対象に実施する。

(ウ) その他、特に一般指導を要すると認める指定事業者を対象に実施する。

## イ 合同指導

(ア) 複数の市町村において指定を受けている指定事業者を対象に実施する。

(イ) その他、特に一般指導を要すると認める指定事業者を対象に実施する。

6 北海道および他の市町村との連携を図り、必要な情報交換を行うことで適切な集団指導および実地指導の実施に努めるものとする。

7 集団指導および実地指導の指導方法は次のとおりとする。

### (1) 集団指導

#### ア 指導通知

集団指導を行う日のおおむね2月前までに、指導対象となる指定事業者に対し、集団指導の日時、場所、出席者、指導内容等を文書により当該指定事業者に通知するものとする。

#### イ 指導方法

実施にあたっては、指定事業者に対して、指導内容の理解を深めるため、質問等の機会を設ける等、工夫するものとする。

なお、集団指導に参加しなかった指定事業者に対しては、使用した資料の送付等により確実に資料の閲覧が行われるよう情報提供するとともに、オンライン等の活用による動画の配信等による場合は、配信動画の視聴や資料の閲覧状況について確認する。

### (2) 実地指導

## ア 指導通知

指導対象となる指定事業者を決定したときは、原則として1月前までに、次に掲げる事項を文書により当該指定事業者等に通知する。

ただし、指導対象となる事業所において高齢者虐待が疑われているなどの理由により、あらかじめ通知したのでは当該事業所の日常におけるサービスの提供状況を確認することができないと認められる場合は、指導開始時に次に掲げる事項を文書により通知する。

(ア) 実地指導の根拠規定および目的

(イ) 実地指導の日時および場所

(ウ) 指導担当者

(エ) 出席者

(オ) 準備すべき書類等

(カ) 当日の進め方、流れ等(実施する実地指導の形態、スケジュール等)

## イ 出席者

指導に当たっては、指導対象となる指定事業者の管理者の出席を求めるほか、必要に応じて第1号事業の担当者、第1号事業支給費請求担当者等の関係職員の出席を求めるものとする。

## ウ 指導方法

実地指導は、関係書類等を確認し、管理者および関係職員との面談方式により行う。なお、施設・設備や利用者のサービス利用状況以外の実地でなくても確認できる内容(第3条第2項(2)イおよびウに係る内容に限る。)の確認については、情報セキュリティの確保を前提としてオンライン等を活用することができる。活用にあたっては、指定事業者の過度な負担とならないよう十分に配慮する。

## エ 指導体制

2名以上の班を編成し、うち1名は主査職以上の職にある者と

する。

#### オ 留意点

- (ア) 確認項目を踏まえることにより、実地指導の所要時間をできる限り短縮し、指定事業者の負担軽減と実地指導の頻度向上を図る。
- (イ) 同一所在地や近隣に所在する指定事業者に対する実地指導については、可能な限り同日に行う等により効率化を図る。
- (ウ) 老人福祉法等介護保険法に関連する法律に基づく監査との合同指導については、指定事業者の状況を踏まえたうえで、可能な限り同日に行う等により効率化を図る。
- (エ) 実地指導において準備する文書は、原則として、前年度から直近の実績に係るものとし、指定事業者に対して実地指導の事前または当日に提出を求める資料および書類の写し等については1部とし、市がすでに保有している文書については再提出を求めない。

また、指定事業者において作成、保存等が行われている各種書面について、当該書面に代えて電磁的記録により管理されている場合は、原則としてディスプレイ上で内容を確認することとする。

- (オ) 利用者へのサービスの質を確認するためにその記録等を確認する場合は、対象は原則として3名以内とする。ただし、介護予防支援事業所については、原則として担当職員1人当たり1名または2名の利用者についてその記録等を確認する。

#### カ 指導結果の通知

実地指導の結果、人員、施設および設備または運営について改善を要すると認められる事項がある場合、または第1号事業支給費請求について、不正には当たらない軽微な誤りが認められ、過誤による調整を要すると認められる場合には、後日文書によって指導の通知を行うものとする。

#### キ 報告書の提出

当該指定事業者に対して、指導の通知をした事項については、当該通知後、原則として30日以内に改善状況について文書により報告を求めるものとする。

#### ク 自主点検

実地指導の結果、第1号事業支給費請求について過誤による調整を要すると認められる場合は、当該指定事業者に対し、指導事項に係る過去分を含めた自主点検を指示する。

#### (監査への変更)

第4条 実地指導中に以下のいずれかに該当する状況を確認した場合は、実地指導を中止し、直ちに「函館市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者監査要綱」に定めるところにより監査を行い、事実関係の調査および確認を行うものとする。

- (1) 市が定める第1号事業の人員、施設および設備ならびに運営に関する基準に従っていない状況が著しいと認められる場合またはその疑いがあると認められる場合
- (2) 第1号事業支給費請求について、不正を行っているとして認められる場合またはその疑いがあると認められる場合
- (3) 不正の手段により指定等を受けていると認められる場合またはその疑いがあると認められる場合
- (4) 高齢者虐待等により、利用者の生命または身体の安全に危害をおよぼしていると認められる場合またはその疑いがあると認められる場合

#### (指導にあたっての留意点)

第5条 指導は、別に定める指導に関するマニュアルに基づき行うものとする。

#### 附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。